新（見直し案）	旧（現計画）
第２章　施策の展開　P6	**第２章　施策の展開**　P6
目標１　男女共同参画の意識づくりと人権の尊重	**目標１　男女共同参画の意識づくりと人権の尊重**
女性も男性もすべての個人が平等で，互いにその人権が尊重され，尊厳を持って生きることができ，個性と能力を発揮することによる，多様性に富んだ活力ある男女共同参画社会の実現は，男女共同参画社会基本法の施行から１５年が経過した現在においても，我が国社会にとって最も重要な課題とされています。	女性も男性もすべての個人が平等で，互いにその人権が尊重され，尊厳を持って生きることができ，個性と能力を発揮することによる，多様性に富んだ活力ある男女共同参画社会の実現は，男女共同参画社会基本法の施行から１０年が経過した現在においても，我が国社会にとって最も重要な課題とされています。
人々の中に長い時間をかけて形成されてきた社会通念や慣習，及び制度などにおける男女の不平等感や，「夫は外で働き，妻は家庭を守るべきである」といった固定的な性別役割分担の意識は，徐々に変わりつつあるものの依然として根強いものがあり，引き続き市民の意識の啓発を行っていく必要があります（図１参照）。	人々の中に長い時間をかけて形成されてきた社会通念や慣習，及び制度などにおける男女の不平等感や，「夫は外で働き，妻は家庭を守るべきである」といった固定的な性別役割分担の意識は，徐々に変わりつつあるものの依然として根強いものがあり，引き続き市民の意識の啓発を行っていく必要があります。
また，性別による人権の侵害は，何人も行ってはならない行為であり，特に女性の人権を侵害する暴力的行為やセクシュアル・ハラスメントについては，その被害が潜在化しやすく，また，個人的な問題として捉えられる傾向がありますが，決して個人的な問題ではなく，社会全体における問題です。	また，性別による人権の侵害は，何人も行ってはならない行為であり，特に女性の人権を侵害する暴力的行為やセクシュアル・ハラスメントについては，その被害が潜在化しやすく，また，個人的な問題として捉えられる傾向がありますが，決して個人的な問題ではなく，社会全体における問題です。
男女共同参画が社会全体で取り組むべき問題であるとともに，男女共に自らの生活に深く関わる問題であるという意識を広く浸透させることが必要です。	男女共同参画が社会全体で取り組むべき問題であるとともに，男女共に自らの生活に深く関わる問題であるという意識を広く浸透させることが必要です。
［図１　「夫は外で働き，妻は家庭を守るべきである」という考え方に関する意識の変化］	［図１　各分野の男女の平等感　（平成19年度旭川市男女共同参画に関する意識調査）］
基本的方向１　男女共同参画の啓発　P7	**基本的方向１　男女共同参画の啓発**　P7
【現状と課題】	**【現状と課題】**
長い歴史の中で培われ，依然として人々の意識や行動，社会の慣習・慣行の中に根強く残っている男女の役割に対する固定的な考え方は，時代と共に変わりつつあるものの，女性，男性それぞれが主体的に生きるための多様な選択や，能力を発揮していく上で妨げになっています。	長い歴史の中で培われ，依然として人々の意識や行動，社会の慣習・慣行の中に根強く残っている男女の役割に対する固定的な考え方は，時代と共に変わりつつあるものの，女性，男性それぞれが主体的に生きるための多様な選択や，能力を発揮していく上で妨げになっています。
特に，「男性が働き家計を支えなければならない」という固定的な性別役割分担の意識は，男性の長時間労働や過労死などを引き起こすとともに，女性の働く場を狭め男女の賃金の格差にもつながることや，男性の家事育児や地域活動への参画が進んでいない要因ともなっています。	特に，「男性が働き家計を支えなければならない」という固定的な性別役割分担の意識は，男性の長時間労働や過労死などを引き起こすとともに，女性の働く場を狭め男女の賃金の格差にもつながることや，男性の家事育児や地域活動への参画が進んでいない要因ともなっています。
このため，男女が主体的に生きるために多様な選択をしたり，能力を発揮できるよう，社会のあらゆる場における制度の整備はもとより，広く社会の慣習・慣行，人々の意識についても男女共同参画の視点から検討し，見直していく必要があります。	このため，男女が主体的に生きるために多様な選択をしたり，能力を発揮できるよう，社会のあらゆる場における制度の整備はもとより，広く社会の慣習・慣行，人々の意識についても男女共同参画の視点から検討し，見直していく必要があります。

新（見直し案）	旧（現計画）
また，少子・高齢化，経済の成熟化・国際化，情報通信の高度化など我が国の社会経済情勢の大きな変化の中で，女性と男性が，もっと自由に，互いに尊重し責任についても分かち合いながら，性別にかかわりなく能力が発揮できる，人に優しい社会の形成が課題となっています。 したがって，男女共同参画に関する認識を深めたり，その重要性に気づくことは大切であり，男女共同参画を定着させるための広報・啓発活動を積極的に展開する必要があります。 さらに，子育てや仕事と家庭の両立など，男女が協力して取り組まなければならない様々な問題の解決のための施策の充実を図ることが課題となっています。 **【施策の方向性】**　P8 **（１）男女共同参画の広報・啓発活動の推進** 研修会や講座の開催のほか各種パンフレットやインターネットなど多様な媒体を通じて，職場や学校，地域，家庭その他のあらゆる分野における慣行のうち，性別による偏りにつながるおそれのあるものについて，広くその見直しを呼び掛けるほか男女共同参画に関する広報・啓発活動を推進します。 **（２）男女共同参画の推進に関する調査研究・情報の収集・提供** 市の施策の企画立案の際の資料とするほか市民や事業者の男女共同参画に関する取組を支援するため，男女共同参画に関する調査研究・情報の収集・提供の充実を図ります。 **（３）女性にかかわる各相談窓口体制の充実と連携** 女性の抱えている悩みや女性の社会参画の妨げとなっている問題は多様であり，きめ細やかで迅速な対応が必要となることから，それらに配慮しながら支援していくために，各相談窓口体制の充実と関係機関や民間団体との連携を図ります。 **基本的方向２　男女平等の視点に立った教育・学習の推進**　P9 **【現状と課題】** （削除） 学校，地域で行われる教育や学習は，人間形成において一人一人が自立し，共に生きる社会を目指して，学び，考え，行動する姿勢や心を育む上で重要な役割を果たしています。	また，少子・高齢化，経済の成熟化・国際化，情報通信の高度化など我が国の社会経済情勢の大きな変化の中で，女性と男性が，もっと自由に，互いに尊重し責任についても分かち合いながら，性別にかかわりなく能力が発揮できる，人に優しい社会の形成が課題となっています。 したがって，男女共同参画に関する認識を深めたり，その重要性に気づくことは大切であり，男女共同参画を定着させるための広報・啓発活動を積極的に展開する必要があります。 さらに，子育てや仕事と家庭の両立など，男女が協力して取り組まなければならない様々な問題の解決のための施策の充実を図ることが課題となっています。 **【施策の方向性】**　P8 **（１）男女共同参画の広報・啓発活動の推進** 講演会や講座の開催のほか各種パンフレットやインターネットなど多様な媒体を通じて，職場や学校，地域，家庭その他のあらゆる分野における慣行のうち，性別による偏りにつながるおそれのあるものについて，広くその見直しを呼び掛けるほか男女共同参画に関する広報・啓発活動を推進します。 **（２）男女共同参画の推進に関する調査研究・情報の収集・提供** 市の施策の企画立案の際の資料とするほか市民や事業者の男女共同参画に関する取組を支援するため，男女共同参画に関する調査研究・情報の収集・提供の充実を図ります。 **（３）女性にかかわる各相談窓口体制の充実と連携** 女性の抱えている悩みや女性の社会参画の妨げとなっている問題は多様であり，きめ細やかで迅速な対応が必要となることから，それらに配慮しながら支援していくために，各相談窓口体制の充実と関係機関や民間団体との連携を図ります。 **基本的方向２　男女平等の視点に立った教育・学習の推進**　P9 **【現状と課題】** 平成１９年度旭川市男女共同参画に関する市民意識調査の「各分野の男女の平等感」に関する回答では，学校教育の場において平等であると答えている割合が６５．１％と最も多くなっています（Ｐ６図１参照）。 学校，地域で行われる教育や学習は，人間形成において一人一人が自立し，共に生きる社会を目指して，学び，考え，行動する姿勢や心を育む上で重要な役割を果たしています。

新（見直し案）	旧（現計画）
学校教育は，青少年の成長や自立した社会人となるために重要な影響を与えます。次代を担う児童生徒に対し，教育全体を通し男女共同参画意識の浸透や相互理解を深めることが必要です。 また，我が国では，科学・技術分野への女性の参画が諸外国に比べて少ない現状があるなど，幼い頃からの固定的性別役割分担意識が，進路に影響を与えている可能性があるため，児童生徒の将来を狭めることのないよう，多様な選択肢を示していくことが必要です。	学校教育は，青少年の成長や自立した社会人となるために重要な影響を与えます。次代を担う児童生徒に対し，教育全体を通し男女共同参画意識の浸透や相互理解を深めることが必要です。
地域においても，男女共同参画社会の形成のためには，あらゆる分野で男女平等の視点に立った学習機会の充実が必要です。 また，高齢者の自立への意欲を社会全体で支援し，就業，趣味，スポーツ，地域活動など多様な形での社会参画が可能となるように取組の充実を図ることが必要です。 このため，生涯にわたるライフステージのそれぞれの場において一人一人が自立し，互いの人権や生き方を尊重し合い，社会的文化的に形成された性別にとらわれず，自らの考え方や行動を身につけるために，男女平等の視点に立った教育・学習を推進することが必要です。 インターネット等を利用した新たなサービスが次々と生まれ，メディアが多様化する中，あふれる情報を主体的に選択・活用し，自ら情報を発信できる能力や人間尊重の考え方，プライバシーや個人情報の保護といったモラルやマナーを身に付けることが必要です。 したがって，女性も男性も各人の個性と能力を発揮し，社会のあらゆる分野に参画するためには，男女平等の視点に立ち，一人一人多様な個性を認め合う教育の充実が重要です。 **【施策の方向性】**　P10 **（１）男女平等の視点に立った学校教育の推進** 学校教育活動全般を通じて，男女の人権が尊重され，一人一人が自立し個性と能力を発揮できるよう，学習内容や学習指導の充実を図ります。 性別にとらわれず将来に対して目的意識を持ち，主体的に進路を選択できるよう進路指導の充実を図ります。 男女がともに家庭生活を築くという観点に立ち，衣食住に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得するための教育の充実を図ります。 メディアを取り巻く現状に対応し，もたらされる情報を主体的に読み解いて必要な情報を引き出し，その真偽を見抜き活用する能力（メディア・リテラシー）の育成に継続して努めます。 学校教育に携わる教職員や関係者に対して人権の尊重や男女共同参画社会に関する研修の機会を設け，意識の高揚に努めます。	地域においても，男女共同参画社会の形成のためには，あらゆる分野で男女平等の視点に立った学習機会の充実が必要です。 また，高齢者の自立への意欲を社会全体で支援し，就業，趣味，スポーツ，地域活動など多様な形での社会参画が可能となるように取組の充実を図ることが必要です。 このため，生涯にわたるライフステージのそれぞれの場において一人一人が自立し，互いの人権や生き方を尊重し合い，社会的文化的に形成された性別にとらわれず，自らの考え方や行動を身につけるために，男女平等の視点に立った教育・学習を推進することが必要です。 インターネット等を利用した新たなサービスが次々と生まれ，メディアが多様化する中，あふれる情報を主体的に選択・活用し，自ら情報を発信できる能力や人間尊重の考え方，プライバシーや個人情報の保護といったモラルやマナーを身に付けることが必要です。 したがって，女性も男性も各人の個性と能力を発揮し，社会のあらゆる分野に参画するためには，男女平等の視点に立ち，一人一人多様な個性を認め合う教育の充実が重要です。 **【施策の方向性】**　P10 **（１）男女平等の視点に立った学校教育の推進** 学校教育活動全般を通じて，男女の人権が尊重され，一人一人が自立し個性と能力を発揮できるよう，学習内容や学習指導の充実を図ります。 性別にとらわれず将来に対して目的意識を持ち，主体的に進路を選択できるよう進路指導の充実を図ります。 男女がともに家庭生活を築くという観点に立ち，衣食住に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得するための教育の充実を図ります。 メディアを取り巻く現状に対応し，もたらされる情報を主体的に読み解いて必要な情報を引き出し，その真偽を見抜き活用する能力（メディア・リテラシー）の育成に継続して努めます。 学校教育に携わる教職員や関係者に対して人権の尊重や男女共同参画社会に関する研修の機会を設け，意識の高揚に努めます。

新（見直し案）	旧（現計画）
（２）男女平等の視点に立った生涯学習の推進	**（２）男女平等の視点に立った生涯学習の推進**
男女共同参画に関する研修会や講座の開催等を通じ，男女共同参画に関する問題を様々な角度から見つめ直し，理解と関心を深めていく必要があります。なお，託児を行うなど子育て期の男女が参加しやすい環境づくりに努めます。	男女共同参画に関する講演会や講座の開催等を通じ，男女共同参画に関する問題を様々な角度から見つめ直し，理解と関心を深めていく必要があります。なお，託児を行うなど子育て期の男女が参加しやすい環境づくりに努めます。
親等を対象に，男女共同参画の理念に基づいた家庭教育に関する学習機会の充実を図る必要があります。また，民生児童委員など関連する人たちに対しても男女共同参画に関する学習機会の充実を図ります。	親等を対象に，男女共同参画の理念に基づいた家庭教育に関する学習機会の充実を図る必要があります。また，民生児童委員など関連する人たちに対しても男女共同参画に関する学習機会の充実を図ります。
女性も男性も生きがいをもって豊かな生活を送れるように，高齢期に向けた学習機会の提供，充実を図り，高齢者の経験や知識を生かした積極的な社会参加の機会の拡充に努めます。	女性も男性も生きがいをもって豊かな生活を送れるように，高齢期に向けた学習機会の提供，充実を図り，高齢者の経験や知識を生かした積極的な社会参加の機会の拡充に努めます。
女性や男性が学習や活動をする上で必要な生涯学習，文化活動，スポーツ，国際関係などに関する資料・情報を収集し，広く提供します。	女性や男性が学習や活動をする上で必要な生涯学習，文化活動，スポーツ，国際関係などに関する資料・情報を収集し，広く提供します。
男女共同参画に関して自主的に活動する団体・グループ等の育成・支援のために，様々な学習や活動の拠点となる施設の有効活用を図ります。	男女共同参画に関して自主的に活動する団体・グループ等の育成・支援のために，様々な学習や活動の拠点となる施設の有効活用を図ります。
地域社会や団体・グループ等の中核となる女性リーダーの養成に努めます。	地域社会や団体・グループ等の中核となる女性リーダーの養成に努めます。
基本的方向３　男女の人権尊重と平等意識の浸透　P11	**基本的方向３　男女の人権尊重と平等意識の浸透**　P11
【現状と課題】	**【現状と課題】**
男女は平等であり，それぞれが自立した個人としての尊厳を重んじ，対等な関係を築く意識を浸透させることが，性別に起因する暴力的行為やセクシュアル・ハラスメントなどを容認しない社会の形成につながるものです。	男女は平等であり，それぞれが自立した個人としての尊厳を重んじ，対等な関係を築く意識を浸透させることが，性別に起因する暴力的行為やセクシュアル・ハラスメントなどを容認しない社会の形成につながるものです。
そのため，国においては，平成１３年に「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を制定し，平成１６年には一部改正を行いました。 また，平成２０年１月には，さらに同法の一部改正施行により，基本計画を策定することが市町村の努力義務として規定されました。	そのため，国においては，平成１３年に「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を制定し，平成１６年には一部改正を行いました。 また，平成２０年１月には，さらに同法の一部改正施行により，基本計画を策定することが市町村の努力義務として規定されました。
これを受けて本市としても，配偶者等からの暴力被害者とその子どもの安全を守るための総合的な施策を行っていくため，平成２１年１０月に「旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」（以下，「旭川市ＤＶ防止基本計画」という。）を，また，その計画期間の満了に伴い，平成２６年１０月に「第２次旭川市ＤＶ防止基本計画」を策定し，配偶者等からの暴力の根絶を目指しています。	これを受けて本市としても，平成２１年１０月に配偶者等からの暴力被害者とその子どもの安全を守るための総合的な施策を行っていくため，「旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」（以下，「旭川市ＤＶ防止基本計画」という。）を策定し，配偶者等からの暴力の根絶を目指しています。
平成２７年３月に公表された，内閣府の「男女間における暴力に関する調査」報告書によると，約５人に１人は「配偶者からの暴力経験あり」と回答していることが報告されており，本市における配偶者等からの暴力相談の件数も，年々増加しています。	平成２１年３月に公表された，内閣府の「男女間における暴力に関する調査」報告書によると，３人に１人の女性が「配偶者からの暴力経験あり」と回答していることが報告されており，本市における配偶者等からの暴力相談の件数も，年々増加しています。

新（見直し案）	旧（現計画）
配偶者等からの暴力は，犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり，どのような理由があっても決して許されるものではありません。また，被害者の多くは女性であり，経済的自立が困難な状況におかれている女性に対し配偶者等が暴力を加えることは，個人の尊厳を害し，男女共同参画社会の実現の妨げとなります。 これらの問題は，人間としての尊厳を侵害するものであり，男女共同参画社会を実現する上で克服すべき重要な課題であることから，男女の人権尊重と平等意識の浸透を図り，その根絶に向けた努力を続ける必要があります。 **【施策の方向性】**　P12 **（１）女性に対する暴力根絶についての認識の浸透** 女性に対する暴力を根絶するためには，それが重大な人権侵害であり，犯罪にも該当する決して許されないものであるとの認識を広く社会に徹底することが重要であることから，「女性に対する暴力をなくす運動」（１１月１２日～２５日）などのあらゆる機会において，男女の人権の尊重について啓発活動を行います。 セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為，性暴力，性別による差別的取扱いなどについても，決して許されないものであるとの認識や法律の趣旨，内容について出前講座などを通じ，理解の促進を図ります。 また，若年層では親や先生に相談しない場合が多く，問題が潜在化しているため，若いうちからＤＶ被害者の危険性に対する理解を深めることが重要であり，平成２６年１０月に策定した第２次旭川市ＤＶ防止基本計画に基づき，研修会の実施や広報活動の強化などにより若年層に向けたデートＤＶの予防啓発を行います。 なお，啓発に当たっては，配偶者等からの暴力やストーカー行為，性暴力などは，被害者が関係機関に相談することについて大きな抵抗感を持つことが多く，二次被害をもたらすなどの点について留意するとともに，特に，相談に当たる関係職員については，女性の人権に配慮した対応ができるよう，研修等の充実を図ります。 **（２）配偶者等からの暴力被害者の支援** 第２次旭川市ＤＶ防止基本計画に基づき，関係機関や相談窓口間の連携を強化するとともに，「配偶者暴力相談支援センター」（平成２２年４月設置）の機能を活用し，相談や安全確保，自立に向けた支援など，被害者や同伴する子に総合的な支援を行うように努めます。 また，配偶者等からの暴力に関する民間団体等の活動を支援することにより，被害者の支援の充実を図ります。 **（３）メディア等における男女の人権への配慮** 男女共同参画の視点から，市の発行する広報・出版物が守るべき，性の商品化や女性蔑視及び固定的性別役割分担意識に基づく表現の是正を含めたガイドライン（運用指針）により，職員の理解促進を図ります。	配偶者等からの暴力は，犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり，どのような理由があっても決して許されるものではありません。また，被害者の多くは女性であり，経済的自立が困難な状況におかれている女性に対し配偶者等が暴力を加えることは，個人の尊厳を害し，男女共同参画社会の実現の妨げとなります。 これらの問題は，人間としての尊厳を侵害するものであり，男女共同参画社会を実現する上で克服すべき重要な課題であることから，男女の人権尊重と平等意識の浸透を図り，その根絶に向けた努力を続ける必要があります。 **【施策の方向性】**　P12 **（１）女性に対する暴力根絶についての認識の浸透** 女性に対する暴力を根絶するためには，それが重大な人権侵害であり，犯罪にも該当する決して許されないものであるとの認識を広く社会に徹底することが重要であることから，「女性に対する暴力をなくす運動」（１１月１２日～２５日）などのあらゆる機会において，男女の人権の尊重について啓発活動を行います。 セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為，性暴力，性別による差別的取扱いなどについても，決して許されないものであるとの認識や法律の趣旨，内容について出前講座などを通じ，理解の促進を図ります。 また，若年層では親や先生に相談しない場合が多く，問題が潜在化しているため，若いうちからＤＶ被害者の危険性に対する理解を深めることが重要であり，平成２１年１０月に策定した旭川市ＤＶ防止基本計画に基づき，研修会の実施や広報活動の強化などにより若年層に向けたデートＤＶの予防啓発を行います。 なお，啓発に当たっては，配偶者等からの暴力やストーカー行為，性暴力などは，被害者が関係機関に相談することについて大きな抵抗感を持つことが多く，二次被害をもたらすなどの点について留意するとともに，特に，相談に当たる関係職員については，女性の人権に配慮した対応ができるよう，研修等の充実を図ります。 **（２）配偶者等からの暴力被害者の支援** 旭川市ＤＶ防止基本計画に基づき，関係機関や相談窓口間の連携を強化するとともに，「配偶者暴力相談支援センター」（平成２２年４月設置）の機能を活用し，相談や安全確保，自立に向けた支援など，被害者や同伴する子に総合的な支援を行うように努めます。 また，配偶者等からの暴力に関する民間団体等の活動を支援することにより，被害者の支援の充実を図ります。 **（３）メディア等における男女の人権への配慮** 男女共同参画の視点から，市の発行する広報・出版物が守るべき，性の商品化や女性蔑視及び固定的性別役割分担意識に基づく表現の是正を含めたガイドライン（運用指針）により，職員の理解促進を図ります。

新（見直し案）	旧（現計画）
人権の尊重及び男女共同参画の理念に配慮した放送・出版等への理解を深めるため，メディア等に対し，積極的な情報提供を行います。	人権の尊重及び男女共同参画の理念に配慮した放送・出版等への理解を深めるため，メディア等に対し，積極的な情報提供を行います。
目標２　あらゆる分野における男女共同参画の促進　P13	**目標２　あらゆる分野における男女共同参画の促進**　P13
男女共同参画社会を形成するためには，あらゆる分野において，男女が対等な立場で参画し，共に責任を担いながら多様な意見を反映させることが重要です。	男女共同参画社会を形成するためには，あらゆる分野において，男女が対等な立場で参画し，共に責任を担いながら多様な意見を反映させることが重要です。
我が国の人間開発指数（ＨＤＩ）[2]は，１８７か国中１７位（国連開発計画「人間開発報告書２０１４」）であるのに比べて，各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたジェンダー・ギャップ指数（ＧＧＩ）[3]が，１４２か国中１０４位（世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report 2014」）と極めて不十分な状況です（表１参照）。	我が国の人間開発指数（ＨＤＩ）[2]は，１８２か国中１０位であるのに比べて，女性の政策・方針決定過程への参画状況を示す国際的な指標の一つであるジェンダー・エンパワーメント指数（ＧＥＭ）[3]が，１０９か国中５７位（国連開発計画「人間開発報告書２００９」）と極めて不十分な状況です（表１参照）。
男女共同参画社会基本法においては，基本理念を踏まえた施策の総合的な策定，実施の責務を負うことが規定されており，その施策の中には積極的改善措置（ポジティブ・アクション）[4]が含まれています。本市も条例第２１条で審議会等の附属機関委員の男女比率に配慮するものとしており，女性の割合が平成１３年２６．０％から平成１７年３２．０％に上昇しました。その後，平成２０年２９．０％に一旦低下し，平成２２年３０．９％となり，近年は３３％前後で推移しています（図２参照）が，今後とも全庁的な取組を継続していく必要があります。 そして，現在，さらなる指導的地位への女性の参画促進に向けて，平成２７年８月に，女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が成立し，社会全体で女性活躍の動きが拡大し始めています。	男女共同参画社会基本法においては，基本理念を踏まえた施策の総合的な策定，実施の責務を負うことが規定されており，その施策の中には積極的改善措置（ポジティブ・アクション）[4]が含まれています。本市も条例第２１条で審議会等の附属機関委員の男女比率に配慮するものとしており，女性の割合が平成９年２２．５％から平成１７年３２．０％と上昇しましたが，その後平成２０年２９．０％に一旦低下し，平成２２年３０．９％になりました（図２参照）が，今後とも全庁的な取組を継続していく必要があります。
ライフスタイルの変化などに伴い，男女が共に家族としての責任を担うとともに，社会がこれを支援できるような，多様性に対応できる体制の充実が求められています。	ライフスタイルの変化などに伴い，男女が共に家族としての責任を担うとともに，社会がこれを支援できるような，多様性に対応できる体制の充実が求められています。
近年，農業分野において女性の経営参画が進んできていますが，農業が基幹産業である本市において，女性がその貢献に見合う評価を受け，家庭，仕事，地域において，対等なパートナーとして位置付けられ，男性と共に経営や多様な活動に参画できる環境づくりは，一層必要とされています。	近年，農業分野において女性の経営参画が進んできていますが，農業が基幹産業である本市において，女性がその貢献に見合う評価を受け，家庭，仕事，地域において，対等なパートナーとして位置付けられ，男性と共に経営や多様な活動に参画できる環境づくりは，一層必要とされています。
こうしたことから，女性の登用促進や人材育成を行うとともに，就労の場や地域で女性が能力を発揮できる環境を整え，家庭・職場・地域社会などあらゆる分野において男女共同参画を促進する必要があります。	こうしたことから，女性の登用促進や人材育成を行うとともに，就労の場や地域で女性が能力を発揮できる環境を整え，家庭・職場・地域社会などあらゆる分野において男女共同参画を促進する必要があります。
基本的方向１　政策・方針決定過程への女性の参画の拡大　P14	**基本的方向１　政策・方針決定過程への女性の参画の拡大**　P14
【現状と課題】	**【現状と課題】**
男女共同参画の実現のためには，女性が男性と共に，個性と能力を発揮し，政治や経済をはじめあらゆる分野に参画するとともに，特に，政策・方針決定の場に共に参画し，意見や考え方を反映させていくことが重要となっています。	男女共同参画の実現のためには，女性が男性と共に，個性と能力を発揮し，政治や経済をはじめあらゆる分野に参画するとともに，特に，政策・方針決定の場に共に参画し，意見や考え方を反映させていくことが重要となっています。

新（見直し案）	旧（現計画）
国は，平成１５年６月，「社会のあらゆる分野において，２０２０年までに，指導的地位に女性が占める割合が，少なくとも３０％程度になるよう期待する。」という目標を掲げ，取組を進めてきましたが，社会全体で共有されるまでにはいたっていません。しかしながら，社会の多様性と活力を高め，経済が力強く発展していく観点や，男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から，改めてこの目標を重要と捉え，目標達成に向けて取組を加速させています。	国は，平成１７年１２月に閣議決定した男女共同参画基本計画（第２次）に「社会のあらゆる分野において，２０２０年までに，指導的地位に女性が占める割合が，少なくとも３０％程度になるよう期待する。」という目標を明記し，各分野における女性の参画状況について毎年フォローアップを行うなど，目標達成に向けて取組を進めています。
本市においても，公的分野・私的分野を問わず，政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するために，女性自らも意欲を持って政治的，経済的，社会的な力をつけることに努めるとともに，そのための教育や学習の環境を充実していくことが重要です。	本市においても，公的分野・私的分野を問わず，政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するために，女性自らも意欲を持って政治的，経済的，社会的な力をつけることに努めるとともに，そのための教育や学習の環境を充実していくことが重要です。
また，男女共同参画の視点から，様々な施策の立案，市民サービスを実施する必要があり，市職員における女性の職域拡大・登用促進を着実に進めていくことが必要です。	また，男女共同参画の視点から，様々な施策の立案，市民サービスを実施する必要があり，市職員における女性の職域拡大・登用促進を着実に進めていくことが必要です。
［表１　人間開発指数（ＨＤＩ），ジェンダー・ギャップ指数（ＧＩＩ）の国際比較（ＨＤＩは国連開発計画「人間開発報告書２０１４」，ＧＧＩは世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report 2014」より作成）］	［表１　人間開発に関する指数の国際比較（国連開発計画「人間開発報告書２００９」）］
【施策の方向性】　P15	**【施策の方向性】**　P15
（１）市の附属機関等への女性の参画の促進	**（１）市の附属機関等への女性の参画の促進**
政策や方針決定に女性の意見を反映させるため，市が設置する附属機関[5]，私的諮問機関[6]等において女性の参画の促進に努め，女性委員割合の数値目標を４０％と設定し，目標達成に向けて段階的に取り組みます。 その中で，女性委員の割合が特に低い１０％未満の機関がなくなるように，積極的な改善を図ります。	政策や方針決定に女性の意見を反映させるため，市が設置する附属機関[5]，私的諮問機関[6]等において女性の参画の促進に努め，女性委員割合の数値目標を４０％と設定し，目標達成に向けて段階的に取り組みます。 その中で，女性委員の割合が特に低い１０％未満の機関がなくなるように，積極的な改善を図ります。
（２）市の女性職員の登用の促進と職員研修の充実	**（２）市の女性職員の登用の促進と職員研修の充実**
女性職員の登用促進に当たっては，長期的な視野に立った人材の育成と職域の拡大を図るとともに，男女が対等な立場で仕事を担い合う職場環境づくりや職員研修の充実に努めます。 なお，市職員の管理職における女性の割合については，行政職の管理職に占める女性の割合を，現状値の７．７％（平成２７年４月１日現在）から，５年後には１５．０％の数値目標を設定し，達成に向けて段階的に取り組みます。	女性職員の登用促進に当たっては，長期的な視野に立った人材の育成と職域の拡大を図るとともに，男女が対等な立場で仕事を担い合う職場環境づくりや職員研修の充実に努めます。 なお，市職員の管理職における女性の割合については，行政職の管理職に占める女性の割合を，現状値の５．７％（平成２２年４月１日現在）から，５年後に８．０％，１０年後には１５．０％の数値目標を設定し，達成に向けて段階的に取り組みます。
［図２　市の附属機関における女性の参画状況（平成27年4月1日現在）］	［図２　市の附属機関における女性の参画状況（平成22年4月1日現在）］

新（見直し案）	旧（現計画）
基本的方向２　男女の家庭生活と他の活動との両立支援　P16 **【現状と課題】** 少子化の急速な進行は，労働力人口の減少，地域社会の活力低下など，社会経済に深刻な影響を与えています。また，子どもを産み育てたいと願う人々が多いにもかかわらず，希望が実現しにくい状況がみられます（図３参照）。 男女共同参画社会の実現のためには，「就労」と「結婚・出産・子育て」の「二者択一構造」を解消し，「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を実現することが必要不可欠です。一人一人の生き方や子育て期，中高年期といった人生の各段階に応じて男女ともに多様な働き方の選択を可能とすることが求められています。 このため，国は育児・介護休業法及びを改正し，子育てや介護など家庭の状況から時間的制約を抱えている労働者の短時間勤務の導入など，仕事と家庭の両立支援に努めています。本市においても，子育て支援の各施策を一層充実させ，男女が共に協力して仕事，家事育児を担うことができるよう，仕事と家庭生活の両立支援を進めていかなければなりません。また，ひとり親家庭が安心して暮らせる環境の整備を図っていくことも必要です。 長引く不況に加えて，まだまだ男性の育児参加に対する職場等の理解が低いことから，男性の家事・育児への参画を進めるためにも，長時間労働の削減など現在の働き方改革に向けた取組などにより，男性の育児休業の取得率の向上を目指すほか，企業における短時間正社員の導入など公正な処遇が図られた多様な働き方や，育児・介護のための短時間勤務制度の導入など，仕事と家庭を両立できる就業形態も求められています。 ［図３　子どもの有無及び人数，理想の子どもの人数（平成27年結婚観とワーク・ライフ・バランスに関する若年層意識調査）］ **【施策の方向性】**　P17 **（１）子育て支援体制の充実** 男女が子育てと仕事を両立できるよう地域，企業，行政をはじめ社会全体の子育て支援体制の充実に必要な関係機関の役割分担を明確にし，ワーク・ライフ・バランスの理解促進を図り，連携して子育てしやすい環境の整備を図ります。 様々な就業形態に対応した，延長保育，夜間保育，休日保育，一時預かり，病児・病後児保育など，多様な保育サービスの整備・拡充を図るとともに，良好な保育環境の整備に努めます。 また，仕事と生活の調和の実現に向け，より一層の取組を進める必要があることから，育児休業制度についての理解の促進を図るとともに，バックアップ体制や職場復帰支援プログラムの先進的な事例紹介など，男女とも育児休業を取得しやすく，復帰しやすい職場環境づくりに努めます。 特に低い水準にとどまっている，男性の育児休業取得率の向上については，まず本市の職員から積極的な取得を目指し，管理職をはじめとする職場研修を実施し，職場において気兼ねなく安心して育児休業を取得できるような環境づくりに努めます	**基本的方向２　男女の家庭生活と他の活動との両立支援**　P16 **【現状と課題】** 少子化の急速な進行は，労働力人口の減少，地域社会の活力低下など，社会経済に深刻な影響を与えています。一方で，子どもを産み育て，家庭生活を豊かに過ごしたいと願う人々が多いにもかかわらず，希望が実現しにくい状況がみられます（図３参照）。 男女共同参画社会の実現のためには，「就労」と「結婚・出産・子育て」の「二者択一構造」を解消し，「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を実現することが必要不可欠です。一人一人の生き方や子育て期，中高年期といった人生の各段階に応じて男女ともに多様な働き方の選択を可能とすることが求められています。 このため，国は育児・介護休業法を改正し，子育てや介護など家庭の状況から時間的制約を抱えている労働者の短時間勤務の導入など，仕事と家庭の両立支援に努めています。 本市においても，子育て支援の各施策を一層充実させ，男女が共に協力して仕事，家事育児を担うことができるよう，仕事と家庭生活の両立支援を進めていかなければなりません。また，ひとり親家庭が安心して暮らせる環境の整備を図っていくことも必要です。 長引く不況に加えて，まだまだ男性の育児参加に対する職場等の理解が低いことから，男性の育児休業の取得率の向上を目指すほか，企業における短時間正社員の導入など公正な処遇が図られた多様な働き方や，育児・介護のための短時間勤務制度の導入など，仕事と家庭を両立できる就業形態も求められています。 ［図３　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について（平成19年度旭川市男女共同参画に関する意識調査）］ **【施策の方向性】**　P17 **（１）子育て支援体制の充実** 男女が子育てと仕事を両立できるよう地域，企業，行政をはじめ社会全体の子育て支援体制の充実に必要な関係機関の役割分担を明確にし，連携して子育てしやすい環境の整備を図ります。 様々な就業形態に対応した，延長保育，夜間保育，休日保育，一時預かり，病児・病後児保育など，多様な保育サービスの整備・拡充を図るとともに，良好な保育環境の整備に努めます。 また，仕事と生活の調和の実現に向け，より一層の取組を進める必要があることから，育児休業制度についての理解の促進を図るとともに，バックアップ体制や職場復帰支援プログラムの先進的な事例紹介など，男女とも育児休業を取得しやすく，復帰しやすい職場環境づくりに努めます。 特に低い水準にとどまっている，男性の育児休業取得率の向上については，まず本市の職員から積極的な取得を目指し，管理職をはじめとする職場研修を実施し，職場において気兼ねなく安心して育児休業を取得できるような環境づくりに努めます。

新（見直し案）	旧（現計画）
（２）ひとり親家庭が安心して暮らせる環境の整備 ひとり親家庭の生活の安定と向上に努め，経済的・社会的自立を促進するための施策の充実を図ります。 経済的基盤の弱いひとり親家庭の健康保持のため，医療費の助成を行います。 ひとり親家庭が相談することができる体制を整備します。	**（２）ひとり親家庭が安心して暮らせる環境の整備** ひとり親家庭の生活の安定と向上に努め，経済的・社会的自立を促進するための施策の充実を図ります。 経済的基盤の弱いひとり親家庭の健康保持のため，医療費の助成を行います。 ひとり親家庭が相談することができる体制を整備します。
基本的方向３　就労等の場における男女共同参画の促進　P18	**基本的方向３　就労等の場における男女共同参画の促進**　P18
【現状と課題】	**【現状と課題】**
男女雇用機会均等法により，募集・採用，配置・昇進を含む雇用管理のすべての段階における性別による差別が禁止され，制度的には男女の性別による差別の解消が図られてきましたが，現実には，雇用や賃金などの面での女性に対する厳しい状況や，男女ともに雇用環境が平等でない実態も見受けられます。また，女性の働く権利を侵害し，職場環境を悪化させるセクシュアル・ハラスメント，マタニティ・ハラスメントは，深刻な問題です。	男女雇用機会均等法により，募集・採用，配置・昇進を含む雇用管理のすべての段階における性別による差別が禁止され，制度的には男女の性別による差別の解消が図られてきましたが，現実には，雇用や賃金などの面での女性に対する厳しい状況や，男女ともに雇用環境が平等でない実態も見受けられます。また，女性の働く権利を侵害し，職場環境を悪化させるセクシュアル・ハラスメントは，深刻な問題です。
女性の就業人口も年々増加していますが，長時間労働等の慣行が，子育て・家事・介護等への男性の主体的な参画を困難にし，女性の仕事と生活の両立を難しくしているという課題があります。女性の管理職に占める割合は依然として少なく，雇用形態別においても女性労働者の正規雇用の割合が低い状況にあります（図４参照）。また，女性の年齢階級別労働力率について昭和５０年からの変化を見ると，３０歳代を底とする「M字カーブ」を描いており，そのカーブは以前に比べて浅くなっていますが，現在も，結婚，出産，子育て期に就業を中断する女性が多いことを示しています（図５参照）。	女性の就業人口も年々増加していますが，女性の管理職に占める割合は依然として少なく，雇用形態別においても女性労働者の正規雇用の割合が低く（図４参照），就業状況を年齢階級別にみると，３０歳代を底とするM字型の曲線（図５参照）になり，結婚，出産，子育て期に就業を中断する女性が多いという特色を示しています。
一方で，女性の起業についての関心が高まっており，様々な分野で女性起業家が活躍することは，地域社会や経済の活性化にもつながるものですが，事業経営等知識が必ずしも十分ではない場合も多いことなどから，支援が求められている状況にあります。	また，女性の起業についての関心が高まっており，様々な分野で女性起業家が活躍することは，地域社会や経済の活性化にもつながるものですが，事業経営等知識が必ずしも十分ではない場合も多いことなどから，支援が求められている状況にあります。
今後，女性の就労の場への参画と男性の家庭への参画を推進するためには，男女が働きやすい環境づくりのための社会的な条件整備を進める必要があります。	今後，女性の労働力はますます重要となることから，就労の場における男女共同参画を促進し，男女が働きやすい環境づくりのための社会的な条件整備を進める必要があります。
さらに，近年，就業形態が多様化する中で，パートタイム労働者や派遣労働者等非正規雇用が増加していますが，これらの労働者に占める女性の割合は圧倒的に多く，正規労働者との均衡のとれた待遇の確保のため，職務や能力などに応じた適性な労働条件が確保されることが求められています。	さらに，近年，就業形態が多様化する中で，パートタイム労働者や派遣労働者等非正規雇用が増加していますが，これらの労働者に占める女性の割合は圧倒的に多く，正規労働者との均衡のとれた待遇の確保のため，職務や能力などに応じた適性な労働条件が確保されることが求められています。
［図４　雇用者（役員を除く）の雇用形態別構成割合の推移（男女別）］	［図４　雇用形態別にみた役員を除く雇用者（非農林業）の校正割合の推移（性別）］
【施策の方向性】　P19	**【施策の方向性】**　P19
（１）就労の場における男女の均等な雇用機会と待遇の確保	**（１）就労の場における男女の均等な雇用機会と待遇の確保**
男女共同参画についての正しい認識がなされ，女性に対して正当な能力評価と登用を促進するとともに，男女労働者間の格差を解消するためには積極的改善措置が不可欠であり，事業主に対する取組事例についての情報提供や啓発に努めます。	男女共同参画についての正しい認識がなされ，女性に対して正当な能力評価と登用を促進するとともに，男女労働者間の格差を解消するためには積極的改善措置が不可欠であり，事業主に対する取組事例についての情報提供や啓発に努めます。

新（見直し案）	旧（現計画）
関係機関と連携しながら「男女雇用機会均等法」をはじめ，「育児・介護休業法」，「パートタイム労働法」，「女性活躍推進法」など，関係法令の内容の理解促進を図り，男女が安心して働き続けやすい職場環境づくりに努めます。	関係機関と連携しながら「男女雇用機会均等法」をはじめ，「育児・介護休業法」，「パートタイム労働法」など，関係法令の内容の理解促進を図り，男女が安心して働き続けやすい職場環境づくりに努めます。
中小企業における労働環境の整備について，低利融資制度により育児・介護休業制度導入などの促進を図ります。	中小企業における労働環境の整備について，低利融資制度により育児・介護休業制度導入などの促進を図ります。
本市の入札・契約制度において，企業における男女共同参画や子育て支援等の取組促進を図るため，男女共同参画等を推進する企業を社会貢献企業として登録し，優遇措置を行います。	本市の入札・契約制度において，企業における男女共同参画や子育て支援等の取組促進を図るため，男女共同参画等を推進する企業を社会貢献企業として登録し，優遇措置を行います。
セクシュアル・ハラスメント防止を推進するため，相談体制の充実を図ります。 また，庁内においても研修を充実するなど，職員に対する意識の啓発を行います。	セクシュアル・ハラスメント防止を推進するため，相談体制の充実を図ります。 また，庁内においても研修を充実するなど，職員に対する意識の啓発を行います。
［図５　女性の年齢階級別労働力率の推移］	［図５　女性の年齢階級別労働力率（国際比較）］
（２）農業・商工自営業等従業者の労働環境の整備　P20	**（２）農業・商工自営業等従業者の労働環境の整備**　P20
農業や商工自営業等に従事する女性は生産や経営において重要な役割を担っていることから，労働時間や健康管理等を考慮した労働条件の向上と，経営能力・技術の向上を図り，経営への参画を促進するため，関係諸団体等に対して啓発に努めます。	農業や商工自営業等に従事する女性は生産や経営において重要な役割を担っていることから，労働時間や健康管理等を考慮した労働条件の向上と，経営能力・技術の向上を図り，経営への参画を促進するため，関係諸団体等に対して啓発に努めます。
市や関係機関が連携しながら，女性農業者が意欲を持って生き生きと能力を発揮できるよう，経営者としての資質向上に向けた取組や家族経営協定[7]の普及啓発などを進め，女性の経営参画や社会参画の促進を図ります。	市や関係機関が連携しながら，女性農業者が意欲を持って生き生きと能力を発揮できるよう，経営者としての資質向上に向けた取組や家族経営協定[7]の普及啓発などを進め，女性の経営参画や社会参画の促進を図ります。
（３）就労機会等の拡大	**（３）就労機会等の拡大**
女性の就労や再就職を促進するため，相談体制や情報提供の充実，職業能力の開発などの就業支援を推進します。	女性の就労や再就職を促進するため，相談体制や情報提供の充実，職業能力の開発などの就業支援を推進します。
新たな就業形態であるテレワーク[8]（在宅勤務等）など，情報通信機器の利活用による就業機会の拡大に向け，情報提供を行います。	新たな就業形態であるテレワーク[8]（在宅勤務等）など，情報通信機器の利活用による就業機会の拡大に向け，情報提供を行います。
男女がパートナーとして対等に仕事をするために，職場における研修等の能力開発が男女平等に保障されるよう働き掛けに努めます。	男女がパートナーとして対等に仕事をするために，職場における研修等の能力開発が男女平等に保障されるよう働き掛けに努めます。
基本的方向４　家庭や地域における男女共同参画の促進　P21	**基本的方向４　家庭や地域における男女共同参画の促進**　P21
【現状と課題】	**【現状と課題】**
家庭や地域の日常生活においては，「男は仕事，女は家庭」という言葉に代表される男女の固定的な性別役割分担意識から生じる慣習や慣行が依然として根強く残っています。	家庭や地域の日常生活においては，「男は仕事，女は家庭」という言葉に代表される男女の固定的な性別役割分担意識から生じる慣習や慣行が依然として根強く残っています。

新（見直し案）	旧（現計画）
地域活動は，地域づくりに重要な役割を果たすとともに，活動に参加する個人にとっても，より充実した生活を実現することにつながります。 ＰＴＡ，自治会，青年団体，その他各種地域活動団体の実質的な活動は，女性が担っているにもかかわらず，リーダーは男性という状況が多く見られることから，女性がリーダーシップを発揮しやすい環境づくりが重要です。 また，地域活動に男女が共に参画し，豊かな地域社会づくりを進めるためにも，男女のライフスタイルに関する意識調査に見られる実態（図６－１，６－２参照）を改善し，職業生活と家庭生活，地域生活のバランスのとれたライフスタイルへの転換を進めることが望まれます。 そのため，地域における固定的な役割分担に基づく慣習や慣行を見直し，男女共同参画の意識を醸成するとともに，男女が共に生き生きと暮らす魅力的な地域づくりを行う必要があります。 ［図６-１ワーク・ライフ・バランスの実現状況，図６－２ワークライフバランスが実現できていない理由］ **【施策の方向性】**　P22 **（１）家庭や地域における活動等の促進** 生活に密着した地域活動に，男女がともに参画することの必要性・重要性や女性がリーダーシップを発揮しやすい環境づくりについて啓発するとともに，男女共同参画推進団体の育成及び活動の内容の発信に対しての支援や，団体間におけるネットワークの構築に努めます。 自主的な活動の中心となる女性リーダーの養成を図り，また，男女共同参画関係団体等のさまざまな組織における女性の登用促進のための啓発に努めます。 地域活動の活性化のために，「ときわ市民ホール」等の活動の拠点となる施設の有効活用を図ります。 **（２）介護の場面における固定的役割分担意識の解消** 現在，家庭内における介護の場合の主な介護者は女性の割合が高く，介護の負担が現実には女性の側に偏っている状況にあります。 このため，介護は女性の役割であるといった固定的な性別役割分担意識を改め，男女双方の役割であることを啓発し，男女が共に介護を担う社会づくりに努めます。 （削除）	地域活動は，地域づくりに重要な役割を果たすとともに，活動に参加する個人にとっても，より充実した生活を実現することにつながります。 ＰＴＡ，自治会，青年団体，その他各種地域活動団体の実質的な活動は，女性が担っているにもかかわらず，リーダーは男性という状況が多く見られることから，女性がリーダーシップを発揮しやすい環境づくりが重要です。 また，地域活動に男女が共に参画し，豊かな地域社会づくりを進めるためにも，男女のライフスタイルに関する意識調査に見られる実態（図７参照）を改善し，職業生活と家庭生活，地域生活のバランスのとれたライフスタイルへの転換を進めることが望まれます。 そのため，地域における固定的な役割分担に基づく慣習や慣行を見直し，男女共同参画の意識を醸成するとともに，男女が共に生き生きと暮らす魅力的な地域づくりを行う必要があります。 ［図６　固定的性別役割分担意識＜経年比較＞］ **【施策の方向性】**　P22 **（１）家庭や地域における活動等の促進** 生活に密着した地域活動に，男女がともに参画することの必要性・重要性や女性がリーダーシップを発揮しやすい環境づくりについて啓発するとともに，男女共同参画推進団体の育成及び活動の内容の発信に対しての支援や，団体間におけるネットワークの構築に努めます。 自主的な活動の中心となる女性リーダーの養成を図り，また，男女共同参画関係団体等のさまざまな組織における女性の登用促進のための啓発に努めます。 地域活動の活性化のために，「ときわ市民ホール」等の活動の拠点となる施設の有効活用を図ります。 **（２）介護の場面における固定的役割分担意識の解消** 現在，家庭内における介護の場合の主な介護者は女性の割合が高く，介護の負担が現実には女性の側に偏っている状況にあります。 このため，介護は女性の役割であるといった固定的な性別役割分担意識を改め，男女双方の役割であることを啓発し，男女が共に介護を担う社会づくりに努めます。 ［図７　時間を取りすぎていると思う活動，時間が取れていない活動（性別）］

新（見直し案）	旧（現計画）
目標３　生涯を通じた男女の健康支援　P23 男女共同参画社会の実現のためには，女性が社会のあらゆる分野に参画し，男性と共に責任を果たすため，様々な分野において，女性の政治的，経済的，社会的な力を強めていくことが大切であり，そのための環境づくりをより一層進めることが必要です。 女性も男性も，それぞれの身体の特徴を十分に理解し合い，男女が対等な関係の下に相手の自己決定を尊重し生きていくことは，男女共同参画社会の形成に当たっての前提と言えます。 特に，女性は妊娠や出産など，男性とは異なったライフサイクルもあります。女性がその健康状態に応じて的確に自己決定ができるよう，各ライフステージに応じた課題に対応する体制の整備など，生涯を通じた女性の健康の保持増進が大切です。 男女が，その健康状態に応じて的確に自己管理を行うことができるよう，各ライフステージに対応した自己実現のための環境づくりや健康の維持・増進が重要となります。 また，１０代及び２０代前半といった若い女性の人工妊娠中絶実施率が高くなってきていることや，近年，低年齢層の性感染症や喫煙，飲酒，薬物使用なども社会問題化しており，これらは自分自身の健康を損なうばかりか，時には次世代への影響も懸念されています。さらに，これらの発生原因となった大人社会にも強く警鐘を打ち鳴らさなければなりません。 **基本的方向１　男女の健康の保持・増進**　P24 **【現状と課題】** 平成６年（１９９４年）にカイロで開催された国際人口／開発会議において，「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）[9]」に関し，すべての人々が身体的，精神的，社会的に良好な状態にあることを求められました。 また，高齢社会を迎え，がん，心臓病，脳卒中，糖尿病などの生活習慣病が増加しています。生涯を通じ生きがいをもって豊かな生活を送るためには，どちらか片方に負担がかかることのないように「自分の健康は自分で守る」という意識・姿勢を持つことが必要です。 女性の生涯を通じた健康の保持・増進のため，女性自ら，妊娠・出産などについて主体的に選択し，自己の健康を管理することが大切です。 健康づくりや疾病予防，介護予防への取組を通じて，健康寿命を長く保つための支援も重要になっています。 特に男性に対しては，女性の妊娠，出産など男性とは異なったライフサイクルへの理解を求める必要があります。	**目標３　生涯を通じた男女の健康支援**　P23 男女共同参画社会の実現のためには，女性が社会のあらゆる分野に参画し，男性と共に責任を果たすため，様々な分野において，女性の政治的，経済的，社会的な力を強めていくことが大切であり，そのための環境づくりをより一層進めることが必要です。 女性も男性も，それぞれの身体の特徴を十分に理解し合い，男女が対等な関係の下に相手の自己決定を尊重し生きていくことは，男女共同参画社会の形成に当たっての前提と言えます。 特に，女性は妊娠や出産など，男性とは異なったライフサイクルもあります。女性がその健康状態に応じて的確に自己決定ができるよう，各ライフステージに応じた課題に対応する体制の整備など，生涯を通じた女性の健康の保持増進が大切です。 男女が，その健康状態に応じて的確に自己管理を行うことができるよう，各ライフステージに対応した自己実現のための環境づくりや健康の維持・増進が重要となります。 また，１０代及び２０代前半といった若い女性の人工妊娠中絶実施率が高くなってきていることや，近年，低年齢層の性感染症や喫煙，飲酒，薬物使用なども社会問題化しており，これらは自分自身の健康を損なうばかりか，時には次世代への影響も懸念されています。さらに，これらの発生原因となった大人社会にも強く警鐘を打ち鳴らさなければなりません。 **基本的方向１　男女の健康の保持・増進**　P24 **【現状と課題】** 平成６年（１９９４年）にカイロで開催された国際人口／開発会議において，「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）[9]」に関し，すべての人々が身体的，精神的，社会的に良好な状態にあることを求められました。 また，高齢社会を迎え，がん，心臓病，脳卒中，糖尿病などの生活習慣病が増加しています。生涯を通じ生きがいをもって豊かな生活を送るためには，どちらか片方に負担がかかることのないように「自分の健康は自分で守る」という意識・姿勢を持つことが必要です。 女性の生涯を通じた健康の保持・増進のため，女性自ら，妊娠・出産などについて主体的に選択し，自己の健康を管理することが大切です。 健康づくりや疾病予防，介護予防への取組を通じて，健康寿命を長く保つための支援も重要になっています。 特に男性に対しては，女性の妊娠，出産など男性とは異なったライフサイクルへの理解を求める必要があります。

新（見直し案）	旧（現計画）
そこで，女性と男性が生涯を通じ，自分の体についての正しい知識を有し，自らの健康の維持・管理を行うため，各種検診や相談体制の充実など総合的な取組が求められています。	そこで，女性と男性が生涯を通じ，自分の体についての正しい知識を有し，自らの健康の維持・管理を行うため，各種検診や相談体制の充実など総合的な取組が求められています。
【施策の方向性】　P25	**【施策の方向性】**　P25
（１）性及び生殖に関する個人の意思の尊重についての意識啓発と健康管理の推進	**（１）性及び生殖に関する個人の意思の尊重についての意識啓発と健康管理の推進**
男女それぞれが健康の大切さを認識し，自身の健康に関心をもって自己管理や性及び生殖に関する個人の意思の尊重についての意識啓発や情報提供を行うとともに，心身の健康に関する相談・指導の充実を図ります。	男女それぞれが健康の大切さを認識し，自身の健康に関心をもって自己管理や性及び生殖に関する個人の意思の尊重についての意識啓発や情報提供を行うとともに，心身の健康に関する相談・指導の充実を図ります。
生活習慣病予防のための各種検診を行うなど健康を守るための施策の充実やスポーツ，レクリエーション活動の推進を図ります。 生涯の各ライフステージに応じた，心と身体の健康づくりの支援に努めます。	生活習慣病予防のための各種検診を行うなど健康を守るための施策の充実やスポーツ，レクリエーション活動の推進を図ります。 生涯の各ライフステージに応じた，心と身体の健康づくりの支援に努めます。
（２）保健・医療体制の充実	**（２）保健・医療体制の充実**
市内の医療機関との連携により，地域の医療水準の向上に努め，市民が健康で安心して暮らせるまちをめざします。	市内の医療機関との連携により，地域の医療水準の向上に努め，市民が健康で安心して暮らせるまちをめざします。
女性の医師・医療技術者の確保や女性専門外来の充実など，女性も受診しやすい医療体制づくりを進めます。	女性の医師・医療技術者の確保や女性専門外来の充実など，女性も受診しやすい医療体制づくりを進めます。
基本的方向２　女性の健康づくりの推進　P26	**基本的方向２　女性の健康づくりの推進**　P26
【現状と課題】	**【現状と課題】**
女性にとっては，思春期，妊娠・出産期，更年期，高齢期等，人生の各ステージに対応した適切な健康の確保が重要ですが，逆にこれらの女性としての特性が，女性の社会参画に対する阻害要因の一つとされてきました。	女性にとっては，思春期，妊娠・出産期，更年期，高齢期等，人生の各ステージに対応した適切な健康の確保が重要ですが，逆にこれらの女性としての特性が，女性の社会参画に対する阻害要因の一つとされてきました。
出産は個人的な問題であると同時に社会全体の問題でもあることから，妊娠中から育児期における母子の健康保持のため，健康診査や相談を行うとともに，安心して子どもを産み，育てることのできる社会環境の整備が求められています。	出産は個人的な問題であると同時に社会全体の問題でもあることから，妊娠中から育児期における母子の健康保持のため，健康診査や相談を行うとともに，安心して子どもを産み，育てることのできる社会環境の整備が求められています。
さらに，核家族化や都市化の進行によって地域での人間関係の希薄化から，育児不安や悩みを抱える女性が増えています。	さらに，核家族化や都市化の進行によって地域での人間関係の希薄化から，育児不安や悩みを抱える女性が増えています。
このため，妊娠中から育児に関する講座や指導の実施などの母子保健施策の充実が望まれています。	このため，妊娠中から育児に関する講座や指導の実施などの母子保健施策の充実が望まれています。

新（見直し案）	旧（現計画）
【施策の方向性】 **（１）妊娠・出産期における女性の健康支援** 妊娠・出産期は，女性の健康支援にとっての大きな節目であり，安心して安全に子どもを産み育てることができるよう，健康診査・保健指導等による女性の健康支援や周産期養育者支援のための保健・医療体制の連携，整備を推進します。 不妊に悩む男女が正しく適切な情報をもとに，その対応について自己決定ができるよう，相談・情報提供の充実を図ります。	**【施策の方向性】** **（１）妊娠・出産期における女性の健康支援** 妊娠・出産期は，女性の健康支援にとっての大きな節目であり，安心して安全に子どもを産み育てることができるよう，健康診査・保健指導等による女性の健康支援や周産期養育者支援のための保健・医療体制の連携，整備を推進します。 不妊に悩む男女が正しく適切な情報をもとに，その対応について自己決定ができるよう，相談・情報提供の充実を図ります。